

水道の使用開始や使用一時中止には手続きが必要です

- **手続場所** / 北勢庁舎水道総務課および各庁舎総合窓口課 ※直接窓口へ来ることができない場合は、郵送での取り扱いもできます。
- **受付時間** / 平日の8:30から17:15
- **持ちもの** / 使用者および手続きする方の印鑑

気をつけて!

❶ 水道の使用を開始するとき

開始の手続きをしていないのに水道が出る場合も、必ずお届けください。お届けがないと、使用開始日などの確認ができず料金などのトラブルになります。

❷ 水道の使用を一時中止するとき

長期間留守にするときなどにお届けがないと、使用されていないにもかかわらず基本料金がかかります。

❸ アパート等

アパート等によっては、アパート管理者への手続きのみで役所への手続きが不要の場合があります。管理者の方へご確認ください。

❹ 家を取り壊すときなど

水道の使用を廃止されるときお届けがないと、使用されていないにもかかわらず基本料金がかかります。また、一旦廃止されますと、再び開栓することはできません。もう一度水道を使用される場合は、新たに加入申し込み（加入金）が必要です。

❺ 使用開始と使用一時中止のお届け

希望される日の遅くとも前日までに手続きをしてください。（希望日が閉庁日の場合は希望日直前の開庁日）

☎北勢庁舎 水道総務課 ☎72-3516 ☎72-2260

水道管漏水修繕工事にご理解を

水道工務課では、水道管の破損、損傷などで漏水したとき、放置しておくとう道路が陥没したり浸水したりする場合がありますため、緊急に修繕工事を行うことがあります。その際に道路を掘って漏水箇所を探し、水道を一時断水して工事を行います。

通行止や片側通行などの交通規制、水道の断水などでご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力を願います。



☎北勢庁舎 水道工務課 ☎72-2724 ☎72-2260

下水道情報

4月1日以降の公共ます設置申請から下水道事業の受益者負担額を統一

現在の受益者負担額については、経過措置として旧町ごとに合併前の条例による額（北勢町25万円・員弁町28万円・大安町26万円・藤原町30万円）を適用していますが、4月1日以降の公共ます設置申請から、受益者負担額が市内統一で**30万円**（いなべ市公共下水道事業受益者負担に関する条例第5条）になります。

☎北勢庁舎 下水道課 ☎72-3515 ☎72-2260

数に学べ! 7 - 統計にみるいなべ -

いなべ市内の就業者数（15歳以上）は何人？

平成17年の国勢調査の結果から総人口46,446人のうち、
第1次産業： 804人（農業、林業、漁業）
第2次産業： 11,133人（鉱業、建設業、製造業）
第3次産業： 12,211人（卸売・小売業、サービス業など）
分類不能： 248人
ちなみに平成12年の結果は、第1次産業740人、第2次産業11,778人第3次産業11,001人、分類不能46人で23,565人（総人口45,630人）でした。

答え：24,396人

☎員弁庁舎 広報情報課 ☎74-5819 ☎74-5822